

# 消費者の視点に立った加工設備を整える

今回のキャスト

社長 藤田 匠、経営 伝法院 千里

小規模加工施設をつくりたいが、農地転用にはいろいろ面倒な手続きがありそうで。

伝法院 藤田社長、こんにちは！

収穫の時期に打ち合わせのお時間をいただき、ありがとうございます。

藤田 こちらこそ。もう少しで収穫作業も落ちていくので、また出荷団体の話を進めようかと。

伝法院 出荷団体もとうとう動き出すんですね。

藤田 それがじつは思っていたより会員も出荷先も集まらなくて。

伝法院 つまづいたようですね。その原因はなぜだと考えていますか？

藤田 集荷場まで持つてきてくれればこちらで配送しますよ、という姿勢なのですが、生産者の方からは、「あまり農協と変わらないなら、全量出荷してくれる農協にこれまでどおり頼ったほうがリスクが少ない」と言われてしまいました。出荷先も、

地元のスーパーは話を聞いてくれるのですが、どうしても「安く仕入れられるなら」という返答しか得られなくて。双方に対して、ニーズに合っていないのかなと感じています。

伝法院 確かに生産者の意見も出荷先の意見も、わかる気がしますね。

ただ、大規模ではなく中小規模の流通に乗せるメリットは必ず双方にあるはず。生産者なら、市場を通さずに直接取引ができるとか。もちろん、そのためには、安定供給できる出荷先が確保されていなければなりません。出荷先は、例えば同じ商品を複数の生産者がつくっているため品切れにならないという最低条件を整える必要があります。飲食店や小売業者なら、キャベツの表面をむいたりカットするなど簡単な加工をするだけで、とても喜ばれますね。

藤田 確かに、おっしゃるとおり加工設備があれば双方にメリットを提供できますね。飲食店に野菜を使ってもらって出荷先を増やしていけば、生産者の会員も増える好循環が生まれそうです。でも、加工用の作業場なんて、現実的にできるので伝法院 今回はそのお話です。

今回の執筆者  
ふじた たくや  
藤田 拓哉

(有)人事・労務  
行政書士/  
特定社会保険労務士



(有)人事・労務にて、社会保険労務士・行政書士として法的な観点から、農業分野を中心に活躍。とくに、農業の特性を踏まえたマイナンバー制度対策や、農地法に関連する手続きのサポートに定評がある。コラム：今後の日本の農産物の海外市場への輸出可能性を考える。

図表1：農地の使用制限を定める主な法律

|                 | 概 要   | 問い合わせ先                        |
|-----------------|---|-------------------------------|
| 農地法             | 日本の農業振興のため、農地の権利移転や転用について定めている  | 市区町村の農業委員会                    |
| 都市計画法           | 都市の健全な発展等を目的とする法律。①都市計画区域、②都市計画、③開発許可等                                      | 市区町村の都市計画課                    |
| 建築基準法           | 国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定める                             | 市区町村の建築審査係等*                  |
| 農業振興地域の整備に関する法律 | 自治体が農業を振興する地域を定め、その地域の整備に関し必要な施策の計画を作る（より一層農地の転用が制限される）                     | 都道府県の農林水産部 農業振興課、市区町村の農林振興課等* |
| 農業経営基盤強化促進法     | ①認定農業者制度、②市町村による農用地利用集積計画の作成、③農用地利用改善事業（特定農業法人制度および特定農業団体制度を含む）、④農地保有合理化法人等 | 市区町村の農林振興課等*                  |

\* 地域によって名称は異なることがある。

# ▶ 農産物加工施設の法的基準 ◀

若手農業経営者を中心に、生産10割の農業経営から、マーケティングの視点を加えた農業経営へ移行する動きが活発になっています。地域との連携で新しい価値を生み出す農商工連携や自社製品に付加価値をつける6次産業化のプロジェクトは、日本各地で先進的な事例が生まれており、最近注目を集めているのは、販売を見据えて物流と協働した「野菜カット加工」の分野です。機械を導入して、自社生産農作物だけでなく地域で同じ農作物を生産する農業経営者からも野菜を仕入れてカット加工し流通に乗せる連携方法は、各地で実践されています。

大規模なものでは、九条ネギを細かくカットし飲食店に卸している農業生産法人こと京都(株)の例があります。また、物流会社の倉庫でキャベツの表面を一枚むいたり、生産者から仕入れた野菜の仕入れ作業を代行したりという、従来の仕事にひと手間加えた小規模な事例も多く見られます。

しかし、カット野菜を始めるには、「設備投資」が必要で、その高い壁を乗り越えても、「複雑な法律」という次の壁が立ちはだかります。今回は、その複雑な法律について、ひと解いていきます。

## ▶ 農業関連施設の建設許可

カット野菜の施設をつくるには、まず、農地に関する法律が関連します。主な法令上の制限と問い合わせ先を前ページ図表1に挙げました。農地は、日本の農業政策として守るという基本精神があるので、簡単には建物を建てたり（用途変更を含む）、土地の形状を変更できないことがわかりになるかと思えます。

ただ、農業振興の目的で建てる建築物は許可がおりるという例外規定が多数あります。さらに、6次産業化の議論も活発になっている現在は、以前より農業関連施設の許可が下りやすくなりました。詳しくは、お住まいの市区町村の農業委員会に直接問い合わせてください。

## ▶ 食品衛生関係法の許可手続き

農産物に人の手を加え、販売するためには原則として食品衛生法上の許可が必要になります。また、地方自治体によって許可の必要業種が異なることもあります。管轄の保健所へ必ず自社の取り組みを伝え、許可の有無を確認しましょう。図表2は野菜製造・加工場の許可基準になります。

また、食品表示法により原産地や消費期限等のラベル表示が義務付けられています。

そして、例えばカット野菜の加工場などは大量の水が必要となるため、水の確保と排水に関する検討も重要になってきます。ちなみに、水に関する法律としては水質汚濁防止法など多数あります。

## ▶ 法人化という選択肢

数々の法律のハードルをクリアできれば、自社で生産した農産物の加工が可能となります。しかし、差別化を図っていくには法律以上の品質管理と取引先や流通網の確保が課題になってきます。その点で、事業を法人化することは、個人事業に比べ、多様な血を取り入れる機会につながり、農業経営の多角化を図るために対外的にも対内的にも有利に働きます。

図表2：食品衛生法許可基準（共通要件）

| 構 造  | 食品等の取扱い設備   | 給水・汚水処理   |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●施設は清潔な場所に位置すること</li> <li>●施設の周囲は、排水がよく、かつ、清掃しやすい状態であること</li> <li>●作業場は、専用とし、住居その他営業に関係のない場所と間仕切等により区画すること</li> <li>●作業場の床は、耐水性材料を用い、排水がよく、かつ、清掃しやすい構造であること</li> <li>●換気が十分行なわれる構造とし、必要に応じ、強制換気装置を設置する</li> <li>●内壁は、明色なものとし、床面から1m以上の高さまでは耐水性材料を用い、清掃しやすい構造にする</li> <li>●食品、器具、容器包装等を洗浄するために適した流水式の洗浄設備を設け、必要に応じ、消毒設備または温水の供給設備を設置する</li> <li>●従業者専用の手および指を洗浄するための消毒剤を備えた流水式の手洗い設備を設置する</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●食品の取扱量に応じた数および大きさの器具を設けること。この場合において、固定された、または移動が困難な器具であるときは、当該器具を作業に適した、かつ、清掃および洗浄しやすい位置に配置する</li> <li>●器具のうち、食品に直接触れる部分は、耐水性で洗浄しやすい構造とし、加熱その他の方法により殺菌が可能なものであること</li> <li>●添加物を使用する場合には、専用の保管設備を設け、および計量器を備えること</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●作業場には、水道水または国または地方公共団体が設置する衛生に関する試験等を行なう機関などが行なう検査において飲用に適すると認められてから2年以内の水を豊富に供給できる設備を設置する。ただし、飲用に適する水が全く得られない場合には、保健所長が適当と認めるろ過、薬物消毒等の設備を設置する</li> <li>●作業場の衛生上影響のない位置に、従業者数に応じた数の便所を設けるとともに、便所内には、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する設備ならびに手および指の消毒剤を備えた流水式の手洗い設備を設置する</li> </ul> |
| その他  | その他   | その他   |

※ 都市計画法上の市街化調整区域内農地の場合（市街化区域では規制が格段に緩くなる）。具体的な要件は地域によって異なる。